

予定利率の引下げについて

考え方

超低金利が継続する中で、「逆ざや」問題を解決し保険契約者の保護を図るための一般的な制度として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続きにより契約条件を変更する仕組みを整備することについてどう考えるか。

まずは、保険会社自身が新商品の開発や経費の抑制、合併・提携等の推進などの経営努力により業務の健全性を確保し、さらに、必要があれば、行政が経営改善努力を促すことが基本と考えられるかどうか。

その上で、契約条件の変更をしなければ将来において保険業の継続が困難となる蓋然性がある保険会社が契約条件の変更を行い保険業の継続を図ることについて、保険契約者の保護の観点からどう考えるか。

(注)

(1) 破綻の場合には、

既に積み立てられた責任準備金が、最大 10% カットされる可能性があるほか、

その後の予定利率についても大幅に引き下げられる可能性がある。

(2) 一方、予定利率の引下げの場合には、

責任準備金がカットされることはなく、

また、予定利率の引下げに一定の下限を設けることとすれば、ある程度の安心感を与えることも可能となる。

責任準備金：過去に実際に支払った保険料とその予定利率分が積み立てられているもの

破綻になればセーフティネットの発動(生命保険契約者保護機構からの資金援助)が行われるおそれもあるが、セーフティネットは、他の会社の保険契約者や国民の負担によって支えられるものである。こうしたことを踏まえれば、破綻予防のために契約条件の変更を行うことをどう考えるか。

なお、現状では、保険料調整の性格も持つ配当が相当抑制されている。これは、実質的に低予定利率の保険契約から得られる収益が高予定利率の逆ざやの補てんに充てられる結果になっていることを意味するが、保険契約者間の公平の観点から、このことをどう考えるか。

対象保険会社

予定利率の引下げは、保険会社・保険契約者間による自主的判断・自治的手続きにより行われるものとしても、破綻の予防措置を事前に講じることによって保険契約者の保護を図るものであることから、対象保険会社の範囲には一定の制約が必要と考えられるがどうか。例えば、将来において保険業の継続が困難となる蓋然性がある保険会社を対象とすることについてどう考えるか。

(注) 将来にわたって経営状況に問題がない会社まで対象に含めるべきではないと考えられるがどうか。

手続きの開始

制度を利用するかどうかは個社毎の自主的な判断によるものとしても、保険会社が契約条件の変更手続きに入るときには、行政に申し出ることとし、保険契約者の保護を適切に図る観点から、行政が契約条件の変更手続きに入ることが適当かどうか判断することが必要になるのではないか。この点をどう考えるか。

引下げ決議の方法

私人間の契約条件の変更であるため、保険契約者集団としての自治的な意思決定システムによることとすることについてどう考えるか。

自治的な意思決定システムとしては、契約者集会の開催が理想的には望

ましいが、100万人単位の保険契約者集団における意思決定システムとしては、実際問題として有効に機能しないのではないか。

このため、意思決定システムを、会社の機関意思決定手続きと、保険契約者の権利の保護手続きに大きく区分し、

機関意思決定手続きは、総代会又は株主総会の特別決議によることとし、

保険契約者の権利の保護手続きは、異議申立て手続きの活用によることとすることが考えられる。

これらの点についてどう考えるか。

解約

予定利率の引下げの手続きには、保険契約者の権利の保護のための異議申立て等、ある程度の時間を要するが、その間、手続きが混乱なく粛々と進むよう、保険集団の維持を図ることが必要になるのではないか。このため、手続きの間、解約に一定の制約を設けることとすることについてどう考えるか。

なお、解約に一定の制約を設ける場合であっても、保険契約者の解約の権利を奪わないよう、

あくまでも手続き進行過程における措置にとどまること、

手続き終了後において、なお解約を希望する者については速やかに解約が実行されるものであること、

については、十分理解を求めることが必要になるのではないか。

(注) 手続き進行過程における解約の申込みを助長させないよう、手続き中に解約申込みをしておいた保険契約者と、手続き終了までの間申込みをしなかった者との公平を図っておくことも必要になるのではないか。

契約条件の変更の内容

予定利率の引下げが保険会社・保険契約者間の自主的判断・自治的手続きにより行われるものとするれば、契約条件の変更の内容等についても、基

本的に保険会社・保険契約者集団の主体性に委ねることとすることについてどう考えるか。

他方、契約条件の変更の内容等をすべて保険集団の自主的判断・自治的手続きに任せただけの場合、保険契約者の保護の観点から問題がないか。保険契約者の権利が不当に害されないよう、例えば、行政が契約条件の変更の内容をチェックすることについてどう考えるか。さらに、適正なチェックを確保する観点から、第三者の専門家の意見を聞く仕組みを設けることについてどう考えるか。

予定利率の引下げを行う保険会社の経営内容や将来の見通しをディスクロージャーさせることは当然必要であると考えられるがどうか。なお、自治的手続きにより行われることとすれば、経営者が保険契約者の納得を得よう、自ずから十分なディスクロージャーを行うこととなるのではないか。

経営責任を問うかどうか、あるいは、基金や劣後ローンをカットするかどうかという問題は、保険会社の経営陣の方針・説明と、保険契約者がそれを納得するかどうかという自治的手続きの中で、自ずから解決されることになるのではないか。この点をどう考えるか。

(注) 保険集団における自治的な意思決定システムの中で、当事者間の合意による基金等の債務免除も検討されることが考えられるが、そのために必要な法的手当てを講じておくことについてどう考えるか。

なお、予定利率の引下げは高予定利率の保険契約を対象とするものであるが、制度上一定の下限を設けることについてどう考えるか。下限を設けることとすれば、

対象となる保険契約者に対して無用の不安を与えることを防ぐことができるほか、

低予定利率の保険契約者や新規の保険契約者に対して安心感を与えることが可能になるのではないか。

この点をどう考えるか。